特定非営利活動法人

いきいき意岐部　定款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人いきいき意岐部という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を大阪府東大阪市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、意岐部校区及びその周辺地域における、あらゆる地域資源を活用して、地域住民が主体となって、福祉の増進、環境の保全及び子どもの健全育成を図る活動を通じて、安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動促進法別表に掲げるものを行う。

（１）　まちづくりの推進を図る活動

（２）　保健、医療または福祉の増進を図る活動

（３）　環境の保全を図る活動

（４）　子どもの健全育成を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

（１）　高齢者・障害者生活支援事業

（２）　環境美化並びに環境保全事業

（３）　放課後児童健全育成事業

（４）　研修講座及びセミナー事業

（５）　情報誌の発行事業

（６）　その他目的を達成するために必要な事業

第２章　　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

（１）　正 会 員　この法人の目的に賛同し、継続的活動を旨として入会した個人または団体

（２）　賛助会員　この法人の事業を支援し推進するために入会した個人または団体

（入会）
第７条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。
２　理事長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
２　会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由の如何を問わず、これを返還しない。

（退会）
第９条　会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。
２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
（１）　本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
（２）　会費を２年以上納入しないとき。

（除名）
第１０条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与え、理事会において出席理事の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。
（１）　この定款、もしくは総会または理事会の定める規定に違反したとき。
（２）　この法人の目的に反する行為をしたとき。
（３）　この法人の名誉もしくは秩序を著しく害し、または公序良俗に反する行為をしたとき

第３章　役　員

（種別）
第１１条　この法人に、次の役員を置く。
（１）　理　事　　５名以上１５名以内
（２）　監　事　　１名以上２名以内
２　理事のうち、１人を理事長とする。

（選任等）
第１２条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
２　理事長は、理事の互選により定める。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、または当該役員並びに配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

∞∞

４　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１３条　理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

２　理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、他の理事がその職務を代行する。

（監事の職務）

第１４条　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行状況を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）

第１５条　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または、現任者の残任期間とする。

４　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１６条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１７条　役員が次の各号のいずれかに該当したときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の決議により、これを解任することができる。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

∞∞

（報 酬 等）
第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章　顧問及び相談役

（顧問及び相談役）
第１９条　この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。
２　顧問は、この法人に功労のあった者、または学識経験者等で理事会の議決を経て選任する。
３　相談役は、理事長が指名し理事会の推薦により委嘱する。
４　その他、顧問及び相談役に関することは、理事会において決定する。

第 5 章　総　会

（構成等）
第２０条　この法人の総会は、通常総会と臨時総会とし、正会員をもって構成する。

（権能）
第２１条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）　定款の変更
（２）　解散
（３）　合併
（４）　事業報告及び活動決算
（５）　役員の選任または解任、職務及び報酬
（６）　会費の額
（７）　その他運営に関する重要事項

（開催）
第２２条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）　理事会が必要と認めたとき。
（２）　正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
（３）　監事が第１４条第４号の規定により招集したとき。

（招集）
第２３条　総会は、理事長が招集する。但し、前条第２項第３号の規定による場合は、監事が招集する。
２　理事長は、前条第２項第２号の規定による請求があった場合は、その日から３０日以内に臨時総会を開かなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をも

って、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２４条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第２５条　総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（書面表決等）
第２７条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
３　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（議事録）
第２８条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）　正会員の現在数
（３）　出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
（４）　審議事項及び議決事項
（５）　議事の経過の概要及びその結果
（６）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人２名以上が、議長とともに署名または記名押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成と権能）
第２９条　理事会は、理事をもって構成する。
２　理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
（１）　総会に付議するべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催等）

第３０条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事総数の３分の１以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

３　理事長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を書面により、開催日の５日前までに通知しなければならない。

（議事）

第３１条　理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名する理事がこれに当たる。

２　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

３　理事会の議事は、定款に別段定めがあるときを除くほか、出席した理事の過半数をもって決する。

第　７　章　　資産及び会計

（資産）

第３２条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　財産目録に記載された資産

（２）　会費

（３）　寄附金品

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の管理等）

第３３条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

２　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第３５条　理事長は、毎事業年度終了後３カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（借入金）

第３６条　この法人が資金の借り入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第３７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第　８　章　　事　務　局

（設置）

第３８条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局の職員は、理事長が任免する。

４　理事は事務局の職員と兼ねることは妨げない。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

（備え付け書類）

第３９条　主たる事務所には、特定非営利活動促進法第２８条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

（１）　会員名簿及び会員の異動に関する書類

（２）　収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

（閲覧）

第４０条　会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第　９　章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４１条　この定款の変更は、総会において正会員総数の２分の１以上が出席し、その出席者の３分の２以上の議決を経なければならない。

（解散）

第４２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による認証の取り消し

２　前項第１号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の３分の２以上の議決を経なければならない。

（残余財産の処分）

第４３条　この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人に寄附するものとする。

第１０章　　雑　則

∞∞

（公告）

第４４条　この法人の公告は官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイトに掲載して行う。

（委任）

第４５条　この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立時の会費は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。ただし、設立初年度の正会員の会費は月割りとすることが出来る。

（１）	正会員	個人及び団体	年会費（１口）	６，０００円
（２）	賛助会員	個　　人	年会費（１口）	１，０００円
		団　　体	年会費（１口）	１０，０００円

３　この法人の設立当初の役員は、第１２条第１項および第２項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、平成１６年６月３０日までとする。

（１）理事長　大西信弘
（２）理　事　小野清美
　　　　　　　工藤　巖
　　　　　　　佐々木　勳
　　　　　　　濱田全眞
（３）監　事　二階堂秀夫

４　この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第３４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　この法人の設立初年度の事業年度は、第３７条の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年３月３１日までとする。

附　則

この定款は、平成２７年１０月７日から施行する。

附　則

この定款は、平成３０年３月１５日から施行する。

∞∞

附　則
この定款は、平成３０年６月９日から施行する。

附　則
この定款は、令和　　年　　月　　日から施行する。